

一般財団法人宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定業務規程
第10条の規定に基づいて定める判定業務に係る申請手数料の額

平成31年4月1日以降適用

一般財団法人宮崎県建築住宅センター建築物耐震診断等判定業務規程第10条の規定に基づいて定める判定業務に係る申請手数料の額については、下表のとおりとする。

申請に係る 建築物の床面積等		判定区分	一般財団法人宮崎県建築住宅 センター建築物耐震診断等判 定委員会運営要領第2条の耐 震診断に関するもの	一般財団法人宮崎県建築住宅 センター建築物耐震診断等判 定委員会運営要領第2条の耐 震補強設計に関するもの
A < 500㎡			110,000	170,000
500㎡ ≤ A < 1,000㎡			170,000	220,000
1,000㎡ ≤ A < 2,000㎡			220,000	280,000
2,000㎡ ≤ A < 3,000㎡			280,000	340,000
3,000㎡ ≤ A < 5,000㎡			340,000	400,000
5,000㎡ ≤ A < 10,000㎡			450,000	570,000
10,000㎡ ≤ A			570,000	740,000
特殊工法等 によるもの	特殊工法・材料	別途算定		
	複合構造等			
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 手数料の額の単位は円とし、消費税別とする。 ▪ 手数料は構造計算上の1棟ごとに算定するものとし、建築基準法上1棟とみなされるものであっても、構造計算上複数棟となる場合は、それぞれ別棟として取り扱うものとする。 ▪ 再審査の手数料は、手数料の2分の1とする。 ▪ 表に定めのないものについては、別途協議の上決定する。 ▪ 表中の用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> A : 申請に係る建築物の床面積 特殊工法・材料 : 特殊な工法、材料、技術等が採用されているため、判定作業量の増大が見込まれるもの 複合構造等 : 構造形式が複合構造であるため、判定作業量の増大が見込まれるもの 				